

[事案 2020-142] 契約解除取消請求

・令和3年7月15日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年6月にがんにより入院し手術を受けたため、令和元年4月に契約した選択緩和型医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし契約時、募集人に大腸内視鏡検査が悪性であるかどうか結果待ちの状態であることを告げたところ、契約できると言われて手続きを行ったものであるから、契約解除を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、検査結果が悪性の可能性があるとは聞いていない状態で、契約が可能である旨を回答した。
- (2) 告知書には、現在、肝硬変または悪性新生物と医師に診断または疑いがあると指摘されている場合は、告知が必要であり、診断または検査結果待ちの場合も含まれる旨記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。